

四條畷市障がい者緊急時人員体制事業 概要

1、事業内容

障がい者を介護する家族等が、事故、疾病又は葬儀の理由により、障がい者を介護することが困難な場合に人員を配置し支援を提供する事業。

2、実施場所及び体制

- ・市と事業所による委託契約により事業を実施。
- ・実施場所は、指定障がい福祉サービス事業所（短期入所、生活介護等）、その他市長が必要と認める場所。
- ・人員配置として相談支援専門員、サービス管理責任者、生活支援員等を配置。

3、対象者

本市内に在住する18歳以上の在宅障がい者で下記に該当する者。

- ・身体障害者手帳を有する者
- ・療育手帳を有する者
- ・精神障害者保健福祉手帳を有する者
- ・難病の診断を受けた者
- ・障がい福祉サービス受給者証を有する者

4、利用条件

- ・障がい者を介護するのが困難になった理由が発生した日から7日以内（ショートステイの日数換算に準ずる）
- ・1年度につき、2回まで利用可能。

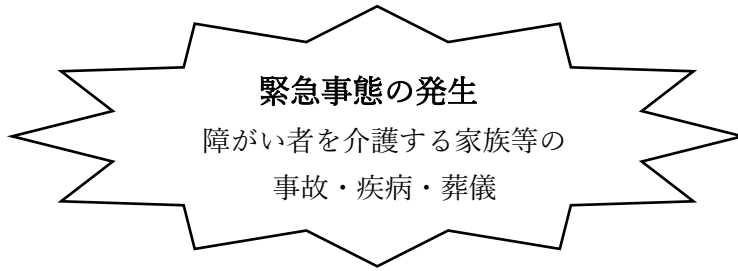
5、委託料

- ・重度訪問介護サービス費に準ずる
- ・利用者は非課税世帯であれば、市が全額を事業所へ支払う。
- ・利用者が課税世帯であれば、1カ月上限4000円として利用者が1割分、市が9割分を事業所に支払う。

四條畷市障がい者緊急時人員体制事業の流れについて



① 事前登録：利用の可能性がある障がい者は障がい福祉課へ事前に申請を行う



② 相談・申請：障がい福祉課へ連絡。障がい福祉課は、相談支援事業所と協力し社会資源を調整



本人を支援できる体制が確保できる。
障がい福祉サービス、インフォーマルサービス等社会資源で対応可能。



本人を支援できる体制の確保ができない。
自宅で一人過ごすこと困難で、常時の見守りが必要。

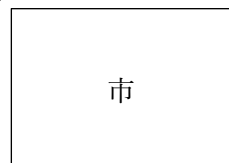


③ 支給決定：四條畷市障がい者緊急時人員体制事業



④ サービス利用：
本人 ← 事業所
人員配置
人員と実施場所が別々の事業所が提供することも可能

⑤ 請求：翌月の10日以内に
実績記録票と請求書を提出



⑥ 支払：請求書を受理した日
から30日以内に支払い